

視点

福島県が抱える精神科の諸課題



福島県医師会常任理事

渡 部 康

はじめに

精神科が抱える諸課題は多様な広がりを見せています。4半世紀前までの頃は、「統合失調症」や「(躁)うつ病」などの内因性精神障害及び外因性精神障害が大きなウェイトを占めていました。近年では、「認知症とその処遇」等はそれだけで大きな課題ですし、また「適応障害」、「パニック障害」といったストレスと強い関連性のある疾患が増加の一途をたどり、学校をめぐる子供たちの諸問題、「アスペルガー症候群」あるいは「自閉スペクトラム症 (ASD)」、「注意欠如多動性障害 (ADHD)」などの子供と大人の「発達障害」、またアルコールや精神作用物質にとどまらないゲームやネット依存等の様々な「依存症」の増加などが社会問題化しつつあります。また、精神科病院の「機能」の再評価も遡上にあがってきていますし、精神障害者をいかに「地域でささえるか」が問われつつあります。

医政局地域医療計画課に新設された「精神科医療等対策室」について

平成27年10月1日、厚生労働省医政局長伺い定めで、精神科医療を厚生労働省社会・援護局から、医政局地域医療計画課に新設される「精神科医療等対策室」に移す通知が出されました (表1、2)。

厚労省における「精神・障害保健課」の位置づけは歴史的に下記のような変遷を経てきています。

- 昭和27年9月、厚生省公衆衛生局庶務課 (精神衛生法の施行に関する事務の所掌) に設置。
- 昭和31年4月、公衆衛生局精神衛生課に移管。
- 昭和59年6月、保健衛生局精神保健課 (精神衛生法の施行その他精神保健の普及及び向上に関する事務の所掌) に変わる。
- 平成7年7月に精神保健福祉法が施行されたのを受け、平成8年7月に大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課 (精神保健福祉

法の施行その他精神保健の普及及び向上並びに精神障害者の福祉の増進、障害者の保健の向上に関する事務の所掌)に移る。

- その後、省庁再編に伴い厚生労働省社会援護局の下に部をおくことになり、平成13年1月に社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課に移行。
- その後障害者自立支援法が施行され、このことにより平成18年4月、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(障害者の保健の向上、国民の精神健康の増進に関する事項等の所掌)に所掌が移る。

この中央官庁の所管変えによって、多くの都道府県の所管も健康局から福祉局の障害福祉担当へと移ることになりました。このため変動障害治療(精神障害は症状と障害を併せ持つ疾患)である精神医療が、固定障害の意味合いの強い身体障害・知的障害の施策の中に取り込まれた格好になり、現場が混乱した状況が続いていました。

公益社団法人日本精神科病院協会は、長年関係部局に働きかけていましたが、精神科医療担当を医療担当の医政局に変更することを強く要望し、今回の医政局の中に「精神科医療等対策室」が新設され、精神科医療が移されることになったのです。

精神科医療の担当部局は医政局となり、障害については社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が担当することになりましたが、混乱を回避するための措置として、この「対策室」は表2のような人員体制で設置することとされています。

今後、速やかに「対策室」から「課」に移す要望がなされていかなければなりませんし、各都道府県においても精神医療担当を障害所管から医務所管に戻す働きかけをしていかなければならないでしょう。

厚労省・新たな地域精神保健医療のあり方分科会論点について

厚労省で現在行われている「これからの精神医療福祉のあり方に関する検討会」の下で、この「分科会」がこれまで様々な議論を続けてきましたが、「今後議論すべき論点」(案、以下)について提示され座長一任となり、分科会は終了しました(平成28年7月15日)。

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について

○デイケア・訪問看護・アウトリーチ等の医療機能についてどのように考えるか。

2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について

○多様な精神疾患・患者像への医療の提供についてどのように考えるか。

3. 精神病床のさらなる機能分化について

○精神病床の将来推計及び目標値についてどのように考えるか。

○「重度かつ慢性」に関する調査結果とその活用についてどのように考えるか。

精神科病床は地域医療構想の議論から外れていますが、厚労省におけるこの議論が地域医療構想の「精神科版」と考えて間違いのないようです。

福島県精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会について(表3)

この懇談会は、福島県精神保健福祉協議会の専門部会として位置づけられ、平成27年12月に立ち上げられました。所掌は県保健福祉部障がい福祉課で、福島県立医科大学神経精神医学講座主任教授の矢部博興先生が会長(議長)となり、各分野の有識者が集合して震災以後だけでなく、震災以前からの福島県の精神保健医療福祉の様々な課題について議論が進められているところです。検討されている課題としては次項が挙げられます。

I 医 療

1. 精神医療の提供体制

- (1) 精神科救急医療
- (2) 身体合併症を有する患者への適切な医療提供
- (3) アウトリーチによる医療提供
- (4) 認知症対策
- (5) 相双地域の精神医療提供体制

2. 触法精神障がい者への医療提供体制

- (1) 医療観察法病棟の整備
- (2) 指定通院医療機関の整備状況

3. 子どもの心のケア

- (1) 児童精神科外来の状況
- (2) 児童思春期病棟の整備

II 保 健

1. 精神保健医療の相談体制等

- (1) 各相談機関の現状と役割
- (2) 精神科救急情報センターの機能

- (3) 警察官通報等への対応

- (4) 新たな災害への対応

2. 自殺対策

- (1) 自殺対策における課題への対応
- (2) アルコール対策

3. 被災者の心のケア対策

- (1) 被災者の心のケアの今後のあり方

III 福 祉

1. 精神障がい者の地域生活移行

- (1) グループホーム等の確保対策
- (2) 地域生活を支えるためのケア

これらの議論は、平成29年3月末までに終了し、その後提言書としてまとめられる予定です。

今後、県医師会メンタルヘルス・精神科医療委員会としましても、医師会としての立場をふまえながら情報共有と円滑な病診連携を推進しつつ、様々な課題に取り組んでいかなければならないと考えております。

〈表1〉

精神科医療等対策室設置規程	
平成27年10月1日 厚生労働省医政局長伺い定め	
(設置)	
第一条	医政局において精神科医療とその他の医療について、密接かつ一体的に取り組む体制の構築を図ることを目的とし、医政局地域医療計画課に「精神科医療等対策室」を設置する。
(所掌事務)	
第二条	精神科医療等対策室においては、精神科医療とその他の医療との関係、地域医療計画等に対応する検討を行い、それに応じた取り組みを実施するものとする。
(組織及び構成員)	
第三条	精神科医療等対策室に室長、室長補佐、室員を置く。
(任命等)	
第四条	室長、室長補佐、室員は医政局長が任命する。
(補則)	
第五条	この規程に定めるもののほか、精神科医療等対策室の運営に必要な事項は、室長が定める。
附 則	
この規程は、平成27年10月1日より施行する。	

〈表2〉

精神科医療等対策室の体制及び所掌事務について	
体制	
○ 室 長	地域医療計画課 伯野室長《技官》10/6着任
○ 室長補佐	地域医療計画課 2名
	精神・障害保健課 2名
○ 室 員	地域医療計画課 3名
	精神・障害保健課 2名
計 10名	
所掌事務	
○	医療計画に基づく精神医療に関すること
○	地域医療構想、病床機能報告制度、地域医療介護総合確保基金その他の関連する施策と精神医療との調整に関すること
○	地域医療支援センター、地域医療支援協議会における医師の確保のうち精神医療に関すること
○	在宅医療と入院精神障害者の地域移行との調整のうち在宅医療に関すること
○	災害時の医療体制と災害時の精神医療体制の連携に関すること
○	精神障害者が有する身体疾患の一般病床における治療体制の整備に関すること

〈表3〉

<p style="text-align: center;">福島県精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本県の精神保健医療福祉については、東日本大震災及び原子力災害の影響による様々な課題を抱えており、集中復興期間から復興・創生期間に移行するにあたり、本県が目指していくべき姿を明らかにした上で、各種施策を推進していく必要があることから、第4次福島県障がい者計画（平成27年3月策定）に基づき、本県の精神保健医療福祉の充実に向けて、精神保健・医療・福祉関係者、関係行政機関等が一堂に会して協議を行うため、福島県精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 懇談会は、福島県における精神保健医療福祉の充実のため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 精神医療の提供体制（精神科救急医療、相双地域の精神医療提供体制等）</p> <p>(2) 触法精神障がい者への対応</p> <p>(3) 子どもの心のケア対策</p> <p>(4) 精神保健医療の相談体制等</p> <p>(5) 自殺対策</p> <p>(6) 被災者の心のケア対策</p> <p>(7) 精神障がい者の地域生活移行</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 懇談会は福島県精神保健福祉審議会の専門部会として位置づける。</p> <p>3 構成員の任期は平成29年3月31日までとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 懇談会には会長を置き、構成員の互選により定める。</p> <p>2 会長は懇談会を代表し、会議を主宰する。</p> <p>3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(原務)</p> <p>第6条 懇談会の原務は、福島県保健福祉部障がい福祉課において処理するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年10月29日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年2月29日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年5月11日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年7月28日から施行する。</p> <p>別表 懇談会構成員一覧</p> <p>医療関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人福島県医師会常任理事 ・福島県精神科病院協会会長 ・一般社団法人福島県精神科診療所協会会長 ・国立大学法人福島大学子どものメンタルヘルス支援事業推進室客員教授 ・公立大学法人福島県立医科大学医学部神経精神医学講座教授 ・公立大学法人福島県立医科大学医学部災害こころの医学講座教授 ・公立大学法人福島県立医科大学看護学部家族看護学部門准教授 ・福島県病院総次長 ・福島県立矢吹病院長 ・福島県発達障がい者支援センター長 ・福島県精神保健福祉センター所長 <p>保健・福祉関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県精神保健福祉士会長 ・福島県精神保健福祉会連合会つばさ会副会長 ・ふくしまこころのネットワーク会長 ・福島県保健所長会長 ・福島県健康福祉課長 ・南相馬市社会福祉課長 <p>警察・司法関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県警察本部生活安全企画課長 ・福島保護観察所長 <p>教育関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県教育庁特別支援教育課長 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭課 ・病院局病院経営課 ・精神保健福祉センター ・障がい福祉課
--	---